

議案第 7 号

沖縄県立博物館・美術館管理規則について

沖縄県立博物館・美術館管理規則を別紙のとおり定める。

平成19年2月14日

沖縄県教育委員会

沖縄県立博物館・美術館管理規則（案）の概要

部課名 教育庁文化施設建設室

1 件名

沖縄県立博物館・美術館管理規則

2 制定の経緯及び必要性

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例が公布されたことに伴い、条例では、管理に関する細則や指定管理者の指定の申請書及び事業報告書等に係る事項を規則に委任しているため、その規則を定める必要がある。

3 制定案の概要

- (1) 沖縄県立博物館・美術館管理規則の趣旨について定める。(第1条)
- (2) 博物館・美術館の指定管理者として指定を受けようとする者が行う申請についての申請書等の手続きについて定める。(第2条)
- (3) 博物館・美術館で勤務する職員の服務等について定める。(第3条及び第4条)
- (4) 博物館・美術館で取扱う文書の処理について定める。(第5条)
- (5) 博物館・美術館への資料の寄贈及び寄託の取扱について定める。(第6条から第10条)
- (6) 博物館・美術館の観覧券について定める。(第11条)
- (7) 博物館・美術館の観覧料の免除等について定める。(第12条)
- (8) 博物館・美術館の入館の禁止について定める。(第13条)
- (9) 博物館・美術館の施設又は附属設備の利用許可等について定める。(第14条)
- (10) 博物館・美術館の利用料金の免除等について定める。(第15条)
- (11) 博物館・美術館の観覧料の割引について定める。(第16条)
- (12) 博物館・美術館の利用期間について定める。(第17条)
- (13) 博物館・美術館の指定管理者が提出する事業報告書について定める。(第18条)
- (14) 博物館・美術館協議会の組織等について定める。(第19条)

- (15) 博物館・美術館の附属設備の利用料金の基準額について定める。(第20条)
- (16) 博物館・美術館管理規則以外の細目的事項の委任について定める。(第21条)
- (17) 規則の施行は、条例の施行の日からとし、指定管理者の指定等に係る申請に必要な申請書等については、規則の施行の前においても行うことが出来るよう準備行為について規定する。(附則第1項及び第2項)
- (18) 規則の制定に伴い、関係規則の廃止及び関係規則の規定を整備することについて定める。(附則第3項及び第4項)

4 根拠法令

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例

5 添付資料

(1) 沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県立博物館・美術館管理規則

沖縄県立博物館・美術館管理規則をここに公布する。

平成19年 月 日

沖縄県教育委員会

委員長 中 山 勲

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県立博物館・美術館管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号。以下「条例」という。）第6条、第12条第2項、第15条、第20条、第21条第4項及び第22条の規定に基づき、沖縄県立博物館・美術館（以下「博物館・美術館」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 条例第6条の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書（第1号様式）によるものとする。

2 条例第6条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (2) 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書（市区町村長が発行するものに限る。）
- (3) 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
- (4) 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
- (5) 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

(当直)

第3条 館長は、休日その他正規の勤務時間外において職員を輪番で日直又は宿直を命ずることができる。

2 前項に定めるもののほか、宿日直勤務については、職員服務規程（昭和47年沖縄県教育委員会訓令第4号）の定めるところによる。

(職員の服務等)

第4条 職員の服務、勤務時間及び勤務時間の割振りについては、別に定めるところによる。

(文書)

第5条 文書の処理については、教育庁文書管理規程（昭和53年沖縄県教育委員会訓令第2号）の定めるところによる。

(寄贈及び寄託)

第6条 博物館・美術館に資料を寄贈又は寄託しようとする者は、博物館・美術館資料寄贈申込書（第2号様式）又は博物館・美術館資料寄託申請書（第3号様式）を提出しなければならない。

2 受贈又は受託を決定したものについては、博物館・美術館資料受贈受諾書（第4号様式）又は博物館・美術館資料受託承認書（第5号様式）を交付するものとする。

3 前項の規定により寄贈を受けた資料は、理由のいかんにかかわらず返却しない。

(寄託資料の保管)

第7条 寄託された資料の管理は、博物館・美術館所蔵の資料の管理に準ずるものとする。

(寄託資料の返付)

第8条 寄託資料は、寄託者の請求又は博物館・美術館の都合により返付する。

(経費の負担)

第9条 寄贈又は寄託に要する経費は、寄贈者又は寄託者の負担とする。ただし、館長が必要と認めた場合はこの限りでない。

第10条 寄託資料が火災その他の不可抗力により、滅失し、汚損し又は損傷したときは、博物館・美術館は、損害賠償の責任を負わない。

(観覧券の交付)

第11条 指定管理者は、博物館・美術館の展示品を観覧しようとする者が所定の観覧料を納付した場合又は指定管理者により後納が認められた場合は、観覧券を交付するものとする。

(観覧料の免除)

第12条 条例第12条第2項の規定により観覧料を免除することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 県内の中学校の生徒及び小学校の児童並びにその他これらに準ずる者の引率者が教育課程に基づく教育活動として博物館・美術館の常設展を観覧する場合
- (2) 県内の高等学校の生徒、その他これらに準ずる者及びその引率者が教育課程に基づく教育活動として博物館・美術館の常設展を観覧する場合
- (3) 70歳以上の者が常設展を観覧する場合
- (4) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介助員が常設展を観覧する場合

2 前項の規定により観覧料の免除を受けようとする者は、あらかじめ観覧料免除申請書(第6号様式)を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

(入館の禁止等)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して入館を禁止、又は退館を命ずることができる。

- (1) 館内の秩序を乱すおそれがあると認められる者
- (2) その他指定管理者が適当でないと認める者

(施設利用の許可等)

第14条 条例別表第3に掲げる博物館・美術館の施設又は附属設備を利用しようとする者は、あらかじめ博物館・美術館施設利用許可申請書(第7号様式)を提出し、指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用料金の免除)

第15条 条例第19条第3項において準用する第12条第2項の規定により利用料金を免除することができる場合は、沖縄県が条例第3条各号に掲げる事業を行うために利用する場合とする。

2 前項の規定により利用料金の免除を受けようとする者は、沖縄県立博物館・美術館利用料金免除申請書(第8号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、利用料金の免除を承認したときは、沖縄県立博物館・美術館利用料金免除承認書(第9号様式)を利用者に交付するものとする。

(観覧料の割引)

第16条 条例別表第1備考4に規定する教育委員会規則で定める場合は、博物館施設又は美術館施設の常設展を観覧しようとする日と同じ日に博物館・美術館が行う他の展示と併せて観覧する場合とする。ただし、併せて観覧する他の展示の観覧料が無料の場合は、この限りでない。

(利用期間)

第17条 条例第15条に規定する教育委員会規則で施設等ごとに定める日数は、次の各号に掲げる施設等の区分に応じ当該各号に定める日数とする。

- (1) 博物館施設の企画展示室及び特別展示室並びに美術館施設の企画展示室1及び企画展示室2並びにこれらの施設の冷房設備 6月
- (2) 前号に掲げる施設等以外の施設 7日

2 条例第15条ただし書の規定に基づく利用期間の変更は、沖縄県が条例第3条各号に掲げる事業を行う場合とする。

(事業報告書の内容等)

第18条 条例第20条の事業報告書は、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。

- (1) 博物館・美術館の管理運営に関する業務(以下「業務」という。)の実施状況
- (2) 業務に係る収支状況
- (3) 博物館・美術館の利用状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(博物館・美術館協議会の組織等)

第19条 条例第21条第4項に規定する博物館・美術館協議会(以下「協議会」という。)の委員は、沖縄県教育委員会が任命する。

- 2 協議会に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 協議会の会議は、会長が招集し、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 6 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 7 協議会は協議のため必要があると認める場合は、調査を行い、又は専門家その他の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。
- 8 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 9 協議会の庶務は、沖縄県立博物館・美術館において処理する。
- 10 その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(附属設備の利用料金の基準額)

第20条 条例別表第3第2項の教育委員会で定める額は、別表に掲げるとおりとする。

(補則)

第21条 この規則に定めるもののほか、博物館・美術館の管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為として行う申請に必要な申請書等)
- 2 条例附則第2項の規定により準備行為として行う指定管理者の指定の申請に必要な申請書及び書類については、第2条の規定の例による。
(沖縄県立博物館の管理に関する規則等の廃止)
- 3 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 沖縄県立博物館の管理に関する規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第13号)
 - (2) 沖縄県立博物館協議会規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第29号)
(沖縄県教育庁組織規則の一部改正)
- 4 沖縄県教育庁組織規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。
第31条第3号中「沖縄県立博物館」を「沖縄県立博物館・美術館」に改める。
第33条第4号中「沖縄県立博物館協議会」を「博物館・美術館協議会」に改める。

別表(第20条関係)

(施行期日)

- 1 附属設備(冷房設備を除く。)の利用料金

種 別	品 名	単 位	基 準 額
舞台器具	演台	1台	300円
	花台	1台	100円
	司会台	1台	150円
音響器具	メインスピーカ	1式	1,000円
	コンデンサーマイク	1本	300円
	ワイヤレスマイク	1本	600円
	ダイナミックマイク	1本	200円
	ビデオテープレコーダー	1台	700円

	DVDプレーヤー	1台	1,250円
	CD、MDプレーヤー	1台	400円
	HD/DVDレコーダー	1台	1,250円
照明器具	ボーダーライト	1列	300円
	サスペンションライト	1列	500円
	アッパーホリゾンライト	1列	700円
	シーリングライト	1列	600円
	センターピンスポットライト	1台	400円
その他	書画カメラ	1台	800円
	ビデオプロジェクター	1台	1,400円
	電動スクリーン	1式	1,100円
	35ミリフィルム映写機	1式	5,000円

備考 附属設備利用料金の基準額は、1ステージごとの額とする。ただし、長時間連続して利用する場合は、4時間ごとに1ステージとみなす。

2 冷房設備の利用料金

	区 分	単 位	基 準 額
博物館施設	企画展示室	1時間までごとに	630円
	特別展示室	1時間までごとに	830円
	実習室	1時間までごとに	190円
	講座室	1時間までごとに	340円
美術館施設	県民ギャラリー1	1時間までごとに	170円
	県民ギャラリー2	1時間までごとに	160円
	県民ギャラリー3	1時間までごとに	160円
	県民ギャラリースタジオ	1時間までごとに	180円
	県民アトリエ	1時間までごとに	150円
	子供アトリエ	1時間までごとに	160円

	企画展示室 1	1 時間までごとに	710円
	企画展示室 2	1 時間までごとに	880円
	講座室	1 時間までごとに	200円
その他施設	講堂	1 時間までごとに	590円

第 1 号様式 (第 2 条関係)

年 月 日

沖縄県教育委員会 殿

申請者 所在地
団体の名称
代表者の氏名 印

指定管理者指定申請書

沖縄県立博物館・美術館の管理に係る指定管理者の指定を受けたいので、沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例第 6 条の規定により申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 3 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書（市区町村長が発行するものに限る。）
- 4 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
- 5 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
- 6 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類
- 7 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とする。

第 2 号様式 (第 6 条関係)

博物館・美術館資料寄贈申込書

年 月 日

沖縄県立博物館・美術館長 殿

申込者
住 所
氏 名 印

私所有の下記の資料を沖縄県立博物館・美術館へ寄贈したいので、受領されるよう申込みます。
記

- 1 種別
- 2 作者名
- 3 作品名
- 4 製作年月日
- 5 附属品
- 6 資料の所在地
- 7 時価見積額
- 8 寄贈の理由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。

第3号様式（第6条関係）

博物館・美術館資料寄託申請書		
年 月 日		
沖縄県立博物館・美術館長 殿		
申請者		
住 所		印
氏 名		
私所有の下記の資料を沖縄県立博物館・美術館へ寄託したいので、受託されるよう申請します。 記		
1 種別		
2 作者名		
3 作品名		
4 製作年月日		
5 附属品		
6 資料の所在地		
7 寄託期間	年 月 日から	
	年 月 日まで	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。

第4号様式（第6条関係）

博物館・美術館資料受贈受諾書		
年 月 日		
殿		
沖縄県立博物館・美術館長		印

年 月 日付け申込のあった博物館・美術館資料の寄贈については下記により受諾します。
ただし、寄贈を受けた資料については、沖縄県立博物館・美術館管理規則（平成 年沖縄県教育委員会規則第 号）第6条第3項の規定により返却されません。

記

- 1 種 別
- 2 作者名
- 3 作品名
- 4 製作年月日
- 5 附属品
- 6 資料の所在地
- 7 時価見積額
- 8 寄贈の理由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。

第5号様式（第6条関係）

博物館・美術館資料受託承認書

年 月 日

殿

沖縄県立博物館・美術館長

印

年 月 日付け申請のあった博物館・美術館資料の寄託については下記により受託します。

記

- 1 種 別
- 2 作者名
- 3 作品名
- 4 製作年月日
- 5 附属品
- 6 受託期間 年 月 日から
 年 月 日まで
- 7 備考

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。

第6号様式（第12条関係）

観覧料免除申請書

年 月 日

指定管理者 殿

申請者住所

氏名

電話

印

下記の理由により博物館・美術館観覧料の免除を受けたいので、沖縄県立博物館・美術館管理規則（平成 年沖縄県教育委員会規則第 号）第12条第2項の規定に基づき申請します。

記

- 1 観覧者 団体名
引率者名
- 2 観覧者数 人
- 3 観覧日時 年 月 日（曜日） 時～ 時
- 4 申請理由

承認証

殿
年 月 日付け申請の博物館・美術館の観覧料免除の件、申請どおり承認します。

年 月 日

指定管理者 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。

第7号様式（第14条関係）

博物館・美術館施設利用許可申請書

年 月 日

指定管理者 殿

申請者氏名

電話

印

下記により貴館施設を利用したいので、申請します。

記

団体名

1 利用者

及び

代表者名

印

職業（ ）

住所

電話

2 利用目的

3 利用する施設：

4 利用する日時及び期間

自： 年 月 日 午 時 分 } ()
至： 年 月 日 午 時 分 } 日間

5 予定参加人数

人

6 その他必要な資料（プログラム等）

許可書

年 月 日付け申請の（ ）使用の件、申請どおり許可します。

年 月 日

指定管理者

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。

第8号様式 (第15条関係)

沖縄県立博物館・美術館利用料金免除申請書	
年 月 日	
指定管理者 殿	
	申請者 住 所 団 体 名 代表者氏名 電 話 番 号
	印
次のとおり利用料金の免除を申請します。	
	記
1 催物の名称	
2 利用目的	
3 催物の内容	
4 利用する日時及び期間	
自： 年 月 日 午 時 分	} () 日間
至： 年 月 日 午 時 分	
5 減額・免除を申請する理由	
6 備考	

(注) この申請書は、利用許可申請書と同時に提出すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。

第9号様式 (第15条関係)

沖縄県立博物館・美術館利用料金免除承認書	
年 月 日	
殿	
	指定管理者 印
次のとおり利用料金の免除を承認します。	
	記
1 催物の名称	
2 利用目的	
3 催物の内容	
4 利用する日時及び期間	

自： 年 月 日 午 時 分 ()
至： 年 月 日 午 時 分 日間

5 利用料金免除額

6 備考

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料（以下「博物館・美術館資料」という。）を収集し、保管し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせて博物館・美術館資料に関する調査研究を行うため、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館として沖縄県立博物館・美術館（以下「博物館・美術館」という。）を設置する。

(位置及び施設)

第2条 博物館・美術館の位置は、那覇市おもろまち3丁目1番1号とする。

2 博物館・美術館は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 博物館施設
- (2) 美術館施設
- (3) その他施設

(事業)

第3条 博物館・美術館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 博物館・美術館資料の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) 博物館・美術館資料の利用に関すること。
- (3) 博物館・美術館の施設の利用に関すること。
- (4) 博物館・美術館資料の調査研究に関すること。
- (5) 博物館・美術館資料の目録、図録、案内書、解説書、調査研究報告書等の作成及び頒布に関すること。
- (6) 博物館・美術館資料についての講演会、講習会、映写会、研究会等の開催に関すること。
- (7) 他の博物館等との相互協力に関すること。
- (8) 教育、学術又は文化に関する施設への協力及びその活動の支援に関すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、博物館・美術館の設置の目的を達成するために必要な事業に関する事。

(博物館・美術館の管理)

第4条 博物館・美術館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 博物館・美術館の設置の目的を達成するために教育委員会が必要と認める事業の実施に関する業務

(2) 第11条の規定による観覧料の収受に関する業務、第12条の規定による観覧料の減免に関する業務、第13条ただし書の規定による観覧料の返還に関する業務その他の観覧料の収受に関する業務

(3) 第14条の規定による利用の許可に関する業務、第17条の規定による利用の許可の取消し等に関する業務、第18条第2項の規定による原状回復命令に関する業務その他の利用の許可に関する業務

(4) 第19条及び同条第3項において準用する第11条第5項から第7項までの規定による利用料金の収受に関する業務、第19条第3項において準用する第12条の規定による利用料金の減免に関する業務、第19条第3項において準用する第13条ただし書の規定による利用料金の返還に関する業務その他の利用料金の収受に関する業務

(5) 博物館・美術館の施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務

(6) 前各号に掲げるもののほか、博物館・美術館の管理運営に関して、教育委員会が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第6条 第4条の規定による指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定める申請書に事業計画書その他教育委員会規則で定める書類（以下「事業計画書等」という。）を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第7条 教育委員会は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により審査し、最も適切に博物館・美術館の管理を行うことができると認めるものを候補者とし

て選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書等の内容が、県民の公平な利用を確保できるものであること。
- (2) 事業計画書等の内容が、博物館・美術館の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、効率的な管理がなされるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、博物館・美術館の設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。

(指定管理者の指定等の告示)

第8条 教育委員会は、前条の規定により、指定管理者を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

2 前項の規定は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合に準用する。

(休館日)

第9条 博物館・美術館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 月曜日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項第1号に規定する休館日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は沖縄県慰霊の日を定める条例（昭和49年沖縄県条例第42号）第2条に規定する慰霊の日に当たるときは、その日の後日において最も近い休館日でない日をもって、これに替えるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

(開館時間)

第10条 博物館・美術館の開館時間は、午前9時から午後6時（金曜日及び土曜日にあつては、午後8時）までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、開館時間を臨時に変更することができる。

(観覧料)

第11条 常設展、企画展又は特別展を観覧しようとする者は、観覧料を指定管理者に納めなければならない。

2 常設展を観覧しようとする場合の観覧料は、別表第1に定める基準額に100分の70を乗じて得た額から当該基準額に100分の130を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が定めるものとする。

3 企画展又は特別展を観覧しようとする場合の観覧料は、3,000円を超えない範囲内で、その都度指定管理者が定めるものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、1年間を通して常設展、企画展又は特別展を観覧しようとする場合の観覧料は、別表第2に定める基準額に100分の70を乗じて得た額から当該基準額に100分の130を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が定めるものとする。

5 指定管理者は、第2項から前項までの規定により、観覧料を定めようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。観覧料を変更しようとするときも、同様とする。

6 教育委員会は、前項の承認をしたときは、これを告示するものとする。

7 観覧料は、指定管理者の収入とする。

(観覧料の減免)

第12条 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、観覧料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、教育委員会規則で定める場合は、教育委員会規則で定めるところにより、観覧料を減額し、又は免除するものとする。

(観覧料の返還)

第13条 既に納付した観覧料は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(利用の許可)

第14条 別表第3に掲げる博物館・美術館の施設又は附属設備（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、博物館・美術館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可をするに当たり、条件を付することができる。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 公益を害するおそれがあると認められるとき。

(3) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められるとき。

(利用期間)

第15条 施設等を引き続いて利用することができる期間は、教育委員会規則で施設等ごとに定める日数以内とする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、教育委員会規則で定めるところにより、当該期間を変更することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第16条 利用者は、施設等を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第17条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第14条第1項の許可を取り消し、又は施設等の利用を制限し、若しくはその停止を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(3) 許可に付した条件に違反したとき。

(4) 第14条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(原状回復の義務)

第18条 利用者は、施設等の利用を終えたとき、又は前条各号のいずれかの規定に該当することにより利用の許可を取り消されたときは、速やかに施設等を原状に回復しなければならない。

2 指定管理者は、利用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(利用料金)

第19条 利用者は、施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。

2 利用料金は、別表第3に定める基準額に100分の70を乗じて得た額から当該基準額に100分の130を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が定めるものとする。

3 第11条第5項から第7項まで、第12条及び第13条の規定は、利用料金について準用する。

(事業報告書の提出)

第20条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、教育委員会規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。

(博物館・美術館協議会)

第21条 博物館・美術館に、博物館・美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、15人以内とする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(教育委員会規則への委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第7条の規定による指定管理者の指定、第11条第5項の規定による観覧料の承認及び第19条第3項において準用する第11条第5項の規定による利用料金の承認並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第6条から第8条まで、第11条第2項から第6項まで並びに第19条第2項並びに同条第3項において準用する第11条第5項及び第6項の規定の例により行うことができる。

(沖縄県立教育機関設置条例の一部改正)

3 沖縄県立教育機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、図書館法」を「及び図書館法」に改め、「及び博物館法（昭和26年法律第285号）第18条」を削り、「必要な事項」を「、必要な事項」に改める。

第5条及び第6条を削り、第6条の2を第5条とし、第7条を第6条とし、第7条の

2を第7条とする。

第8条中「、第5条及び第6条の2」を「及び第5条」に改める。

(沖縄県立教育機関使用料徴収条例の一部改正)

4 沖縄県立教育機関使用料徴収条例(昭和47年沖縄県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表第1又は別表第2」を「別表」に改め、同条第2項を削る。

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

別表第1(第11条関係)

区 分		基準額(1人につき)	
		個人の場合	団体の場合
博物館施設	一般	400円	320円
	大学生及び高校生	250円	200円
	中学生及び小学生	150円(県外の中学生及び小学生に限る。)	120円(県外の中学生及び小学生に限る。)
美術館施設	一般	300円	240円
	大学生及び高校生	200円	160円
	中学生及び小学生	100円(県外の中学生及び小学生に限る。)	80円(県外の中学生及び小学生に限る。)

備考

- 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者(小学校就学の始期に達するまでの者を除く。)をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。

- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体の観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

別表第2（第11条関係）

区 分		基準額（1人につき）		
		一般	大学生及び高校生	中学生及び小学生
博物館施設	常設展	1,200円	750円	450円（県外の中学生及び小学生に限る。）
	常設展、企画展及び特別展	4,200円	2,600円	1,600円（県内の中学生及び小学生にあっては、1,150円）
美術館施設	常設展	900円	600円	300円（県外の中学生及び小学生に限る。）
	常設展及び企画展	3,900円	2,600円	1,300円（県内の中学生及び小学生にあっては、1,000円）

備考

- 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。

別表第3（第14条、第19条関係）

1 施設利用料金

(1) 博物館施設利用料金

区 分		基準額（1日につき）
企画展示室	入場料を徴収しない場合	29,100円
	入場料を徴収する場合	87,300円
特別展示室	入場料を徴収しない場合	38,100円
	入場料を徴収する場合	114,300円
実習室	入場料を徴収しない場合	9,000円
	入場料を徴収する場合	27,000円
講座室	入場料を徴収しない場合	15,900円
	入場料を徴収する場合	47,700円

(2) 美術館施設利用料金

区 分		基準額（1日につき）
県民ギャラリー1		8,100円
県民ギャラリー2		7,500円
県民ギャラリー3		7,500円
県民ギャラリースタジオ		8,200円
県民アトリエ	入場料を徴収しない場合	7,000円
	入場料を徴収する場合	21,000円
子供アトリエ	入場料を徴収しない場合	7,500円

	入場料を徴収する場合	22,500円
企画展示室 1	入場料を徴収しない場合	32,800円
	入場料を徴収する場合	98,400円
企画展示室 2	入場料を徴収しない場合	40,700円
	入場料を徴収する場合	122,100円
講座室	入場料を徴収しない場合	9,100円
	入場料を徴収する場合	27,300円

(3) その他施設利用料金

区 分		基準額（1時間につき）
講堂	入場料を徴収しない場合	3,400円
	入場料を徴収する場合	10,200円

2 附属設備利用料金

種別	単位	基準額
舞台器具	1回1点又は一式につき	10,000円以内で教育委員会規則で定める額
音響器具	1回1点又は一式につき	10,000円以内で教育委員会規則で定める額
照明器具	1回1点又は一式につき	10,000円以内で教育委員会規則で定める額
冷房設備	1時間につき	3,000円以内で教育委員会規則で定める額

その他教育委員会規則で定める附属設備	1回1点又は一式につき	10,000円以内で教育委員会規則で定める額
--------------------	-------------	------------------------

備考

- 1 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいう。
- 2 利用料金の基準額が1時間を単位として定められている施設等の利用者が許可された利用時間を超過して当該施設等を利用する場合における利用料金の基準額は、この表の区分に従い、次のとおりとする。
 - (1) 午前9時から午後6時(金曜日及び土曜日にあつては、午後8時)までの間は、超過時間30分間(30分間に満たない端数は、これを30分間とする。)につき、当該区分に定める基準額の2分の1の額に100分の120を乗じて得た額
 - (2) 午後6時(金曜日及び土曜日にあつては、午後8時)後は、超過時間30分間(30分間に満たない端数は、これを30分間とする。)につき、当該区分に定める基準額の2分の1の額に100分の150を乗じて得た額